

台風第7号等で被災された事業者さま

令和5年台風第7号等災害企業復興補助金

このたびの台風で被災された中小事業者のみなさまにお見舞い申し上げます。

被災のあった設備等の復旧（生産性向上又は災害防護を行う取組）に対する補助制度をご活用ください。

対象事業者	<p>令和5年7月以降に発生した豪雨被害、台風第7号等による被害を被った県内中小企業者等</p> <p>※青色申告書又は事業収入のある白色申告書により確定申告を行っている個人事業主も対象となります。（個人事業主となっていない個人は対象外です。）</p> <p>※対象者につき1回を限度とします。</p>
対象事業	<p>令和5年台風第7号等で被害のあった施設及び設備の復旧、復旧に併せた生産性の向上又は災害防護対策に資する事業（※災害以前より生産性向上が見込めるもの又は今後の災害防護対策のとして活用するものに限り。）</p> <p>※「施設」は事業の実施に必要な不可欠と認められる施設をいいます（店舗、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場等）</p> <p>※「設備」は、事業の実施に必要な不可欠と認められる設備をいいます。（原材料、商品、消耗品は除きます。）</p> <p>※台風による被害や豪雨被害の間に相当因果関係があるものに限り。また、（経年劣化による雨漏りなどによる被害は対象となりません。）</p>
補助額	補助率3分の2 上限200万円
事業実施期間	令和5年7月13日以降の事業者が被災した日から令和6年3月31日まで
交付申請期間	令和5年8月21日から令和6年1月31日まで
補助対象経費	<p>施設費：施設（建物、構築物等）の改修・修繕に係る費用</p> <p>設備費：設備（機械装置、工具器具、備品等）の改修・修繕に係る費用</p> <p>※機能の回復、実施することより生産性向上が見込める取組及び災害防護対策に資する取組を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生産性向上」…機能の回復に加え、生産能力や環境が従前より向上するもの ・「災害防護対策」…機能の回復に加えて行う災害から防護するための措置 <p>※補助金の交付決定前にすでに復旧に着手したものでも補助対象経費に該当するものであれば対象とできます。（豪雨災害や、台風7号等の被害によるものに限り。）</p>
申請書類	<p>●補助金交付申請書 ●補助事業実施計画書 ●収支予算書（見積書、製品カタログ等含む） ●決算書（直近）（個人事業主は確定申告書類の控え） ●豪雨災害によって被害を受けたことを証する書類（公的機関や商工団体等が発行する被災したことを証明する書類に加え、被害を受けた施設設備の写真、被害を受けたことにより修繕したことが客観的にわかる書類）</p> <p>※補助金の支払は、事業完了後に別途実績報告を提出していただき、検査して確定後に行います。</p>

補助要件、交付申請書式等の詳細については次のURLからご覧ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/312409.htm>

【問合せ・申請先】鳥取県商工労働部企業支援課 経営革新・経営改善担当

TEL: 0857-26-7988 FAX: 0857-26-8078 メール: kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp

